



LEGAL UPDATE

2020年4月

税金および土地賃借料の納付期限の延長に関する政令第 41/2020/ND-CP 号

ベトナム政府は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受けている企業に対して、さまざまな施策を行っているが、本稿では、税金および土地賃借料の納付期限の延長に関する政令第 41/2020/ND-CP 号（41号政令）を紹介する。

1. 適用対象

41号政令に定める措置は、以下の企業、組織、世帯、個人（企業等）に適用される。¹

（1）以下の事業を行う企業等：

- (i) 製造分野：◇農林水産業、◇食品製造加工、織物、衣料品製造、皮革および関連製品の製造、木材加工および木材・竹を使用する製品（ベッド、タンス、テーブル、椅子を除く）の製造、藁および編物を使用する製品の製造、製紙業、ゴムおよびプラスチックを使用する製品の製造、その他非金属鉱物を使用する製品の製造、金属の製造、金属の機械加工、金属の処理・塗装、電子製品・コンピュータ・光学製品の製造、自動車その他エンジン搭載車両の製造、ベッド・タンス・テーブル・椅子の製造、◇建設
- (ii) サービス分野：◇運輸・倉庫業、宿泊・飲食業、教育・訓練業、保健・社会福祉活動、不動産事業、◇労働および雇用サービス業、旅行代理店・旅行ツアーオペレーターおよびツアーの広告および企画に関連するサポートサービス、◇創作・芸術およびエンターテインメント、図書館・博物館・その他文化活動、スポーツ活動・娯楽活動、映画

（2）裾野産業の発展を目的とした優遇対象製品および重要機械製品を製造する企業等

（3）中小企業支援法の定めるところにより特定される中企業・零細企業

（4）COVID-19の影響を受けている企業等を支援する各措置を実施する金融機関および外国銀行支店（ベトナム国家銀行が該当する金融機関および外国銀行支店のリストを發布する）

2. 税金および土地賃借料の納付期限の延長

（1）企業・組織の付加価値税（VAT、輸入VATを除く）²

適用対象に該当する企業・組織は、2020年度前期のVATについて、申告は通常通り月毎または四半期毎に行うが、以下の通り納付期限が延長される。

申告方法	課税期間	本来の納付期限	延長後の納付期限
------	------	---------	----------

¹ 41号政令第2条

² 41号政令第3条1項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



月毎	2020年3月	2020年4月20日	2020年9月20日
	2020年4月	2020年5月20日	2020年10月20日
	2020年5月	2020年6月20日	2020年11月20日
	2020年6月	2020年7月20日	2020年12月20日
四半期毎	2020年第1四半期	2020年4月30日	2020年9月30日
	2020年第2四半期	2020年7月30日	2020年12月30日

(2) 企業・組織の法人所得税³

適用対象に該当する企業・組織に対しては、2019年度の法人所得税未納額および2020年度の第1四半期（2020年4月30日）・第2四半期（2020年7月30日）の法人所得税の納付期限が5か月延長される。2019年度の法人税を納付済みである場合、税務当局に所定の書類を提出することにより、納付済みの金額を、その他の納付すべき税金の納付に振り替えることができる。

(3) 世帯・個人のVATおよび個人所得税⁴

適用対象に該当する世帯・個人は、2020年度のVATおよび個人所得税の納付期限が同年12月31日まで延長される。

なお、上記1（1）、（2）および（3）の事業のうちの事業を行う企業等は、納付すべきVATおよび法人所得税・個人所得税の全部について、41号政令に基づく納付期限の延長を受けられる。

(4) 土地賃借料⁵

適用対象に該当する企業等に対しては、所轄機関の決定・契約に基づき土地賃借料を毎年支払うことにより国家から直接土地を賃借している場合に限り、2020年度の第一期（2020年5月31日）の土地賃借料の支払期限が同年5月31日から5か月延長される。

3. 延長申請手続き⁶

適用対象に該当する企業等に対しては、延長対象となる課税期間について納税申告書類を提出する際、あわせて41号政令に定める書式による税金・土地賃借料納付期限延長申請書も提出するものとする。ただし、納税申告書類の提出と同時に延長申請書を提出しない場合であっても、2020年7月30日までに追完すれば、追完前の延長対象課税期間についても延長が認められる。

国家から複数箇所の土地を賃借している場合、適用対象に該当する企業等を直接所轄する税務当局は、賃借土地が所在する地方の税務当局に延長申請書の写しを送付する。

³ 41号政令第3条2項

⁴ 41号政令第3条3項

⁵ 41号政令第3条4項

⁶ 41号政令第4条



税務当局は、延長申請の承認に関する通知を行わないが、延長期間中に申告者が適用対象に該当しないことが判明した場合、申告者に対し、延長措置不適用について書面により通知する。この場合、申告者は、未払いの税金および土地賃借料に加え、延長を受けた期間に応じた遅延利息を納付しなければならない。延長期間が満了した後、適用対象に該当しないことが判明した申告者の場合、未払いの税金および遅延利息に加え、罰金も納付する必要がある。

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.